

議員提出第1号議案

加東市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例制定の件

上記の議案を、地方自治法第112条及び加東市議会規則第14条第1項の規定にもとづき別紙のとおり提出します。

平成31年3月1日

加東市議会議長 小 紫 泰 良 様

提出者 加東市議会議員

藤尾潔

小川忠市

(提案理由)

加東市では本条例に基づき、平成27年9月に、行財政改革の一環として、公共施設の適正化に関する計画を議会の議決を経て策定した。その後の執行段階において、大幅な年次計画の変更や、施設ごとの取組の差異が生じており、議決した趣旨からの乖離<sup>かいり</sup>が生じている。そのため、計画の制定改廃に関して議決を不要にしようとするものである。

加東市条例第　　号

加東市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会の議決すべき事件に関する条例（平成27年加東市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(議決事件)	(議決事件)
第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。	第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>公共施設の適正化に関する計画を策定し、変更し、又は廃止すること。</u>	
(4) (略)	(3) (略)